申込時によくあるお問い合わせ

No.	項目		記入の際の注意事項
1	申込時	応募後、事情が変わって面接試験を辞退したい場合は、どうしたらよいですか。	応募を辞退する場合は、要項記載問合せ先「教育庁指導部特別支援教育指導課（03－5320－6847）」まで必ずお電話ください。 手続きについて、ご案内をさせていただきます。
2	申込時	応募に係る申請内容の不備に気付きました。申請内容を変更できますか。	要項記載問合せ先「教育庁指導部特別支援教育指導課（03－5320－6847）」に電話連絡の上、電子申請の内容の変更手続きをしてください。
3	応募資格	応募の資格に年齢制限はありますか。	年齢制限はありません。
4	応募資格	取得見込みの資格も認められますか。	認められません。認められるのは、申込書提出時に取得済みかつ有効なもののみです。
5	申込区分 申込書等の提出	令和８年度補充任用候補者です。どちらの様式を提出すればよいですか。	令和８年度に任用の実績がない方は、要項６(1)選考区分「ア　公募による任用」の対象となります。
6	申込区分 申込書等の提出	一昨年度勤務しており、その後事情があり退職しました。どちらの様式を提出すればよいですか。	令和８年度に任用の実績がない方は、要項６(1)選考区分「ア　公募による任用」の対象となります。
7	申込書等の提出	応募が完了したか確認できますか。	電子申請の受付の確認メールを送信していますので、申請時に登録したメールアドレスにメールが届いているか確認をしてください。
8	資格を証する書類	公認心理師と臨床心理士の資格を持っています。両方の証明書が必要ですか。	申込書に記入したいずれかの証明書を提出してください。
9	資格を証する書類	公認心理師に合格しましたが、公認心理師登録証が届いていません。	合格後、登録証が届いていない場合は、合格証の写し又は登録書の申込書の写しで仮受付をします。あくまでも仮受付ですので、登録証が届き次第、「教育庁指導部特別支援教育指導課（03－5320－6847）」まで必ずお電話ください。
10	資格を証する書類	臨床心理士の資格期限が切れて申請中です。どうしたらよいですか。	応募資格を確認できる書類は、面接を受験するまでに必ずご用意いただく必要があります。 申込期日までに提出いただくことが原則となりますので、期日を超過する場合には、必ず提出見込の時期を申請フォームに記載してください。
11	申込書等の提出	申込期日までに申請が間に合わない。どうしたらよいですか。	12 月８日（火）までに電子申請を行ってください。申請方法が分からない場合には、要項記載問合せ先「教育庁指導部特別支援教育指導課（03－5320－6847）」にお問い合わせください。
12	勤務条件	自動車通勤は可能ですか。	原則禁止です。（ただし、特別な事情がある場合等は、配置校決定後に別途検討します。）
13	勤務条件	都外の東京都公立学校の所在地はどこですか。	都外の公立特別支援学校の所在地は次のとおりです。 ・千葉県鴨川市天津 ・千葉県安房郡鋸南町大六 ・千葉県館山市洲宮